

「第11次文京区交通安全計画（素案）」に寄せられた意見及び区の考え方

■ 意見募集概要

| | | |
|--------|--------------------------|-----------|
| 件名 | 第11次文京区交通安全計画（素案） | |
| 意見募集期間 | 令和3年12月6日（月）～令和4年1月5日（水） | |
| 意見提出方法 | 電子メール | |
| 人数及び件数 | 2人 11件 | 合計 2人 11件 |

■ ご意見に対する区の考え方

| No. | ご意見 | 区の考え方 |
|-----|--|--|
| 1 | ・2ページの（1）の表の罫線の一部の記載が漏れている。 | 記載漏れはございません。使用端末により、そのように見えてしまうものと思われます。 |
| 2 | ・2ページの表で平成31年（2019年1月1日～2019年4月30日）のデータの記載が漏れているのではないかと？ | 国・都の計画の記載に倣い令和元年で統一しています。令和元年の数値の中に平成31年分は含まれています。また併記をすると文字が小さくなり見づらいため、修正は行いません。 |
| 3 | ・5ページの2行目「全て」と、31ページの6行目「すべて」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。 | 「全て」で統一いたします。 |
| 4 | ・11ページの表で「0から6」は年齢幅を示すことを記載したほうがよい。 | 時間を表しています。0～6時という表記に修正いたします。 |
| 5 | ・11ページの表で、たとえば6は「0から6」と「6から8」のどちらに属するのか？ | 時間を表しています。警視庁交通年鑑の表を抜粋しています。6時までと、6時からのため、この表記になります。6時0分は6～8時に含まれます。 |
| 6 | ・11ページの4行目「又は」と、64ページの最下行から上に2行目「または」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。 | 「又は」で統一いたします。 |
| 7 | ・34ページの20行目「わかりやすい」と、同31行目「分かりやすい」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。 | 「分かりやすい」で統一いたします。 |
| 8 | ・36ページの17行目のカッコ内に「PTA」の記載が漏れているのではないかと？ | 「幼・小・中PTA連合会」を追記いたします。 |

| | | |
|----|--|---|
| 9 | <p>・ 4 4 ページの 6 行目「都自転車商協同組合文京支部」は 7 1 ページに記載がないが本計画への協力、参加を期待できるのか？</p> | <p>「都自転車商協同組合文京支部」には「自転車安全利用推進キャンペーン」の一環として、点検整備を行い T S マークの普及という形で、本計画に協力、参加していただいております。</p> |
| 10 | <p>・ 4 4 ページの 1 3 行目「幼・小・中 P T A 連合会」の「幼」は何を指すのか？ 7 1 ページには記載がないが。</p> | <p>幼稚園を指しています。文京区私立幼稚園連合会会長が委員となり記載されています。</p> |
| 11 | <p>土木部道路課及び管理課による令和 2 年 7 月 9 日付の弁明書（2020 文土道第 563 号）。令和 2 年 8 月 25 日付の弁明書（2）（2020 文土道第 874 号）、令和 2 年 10 月 12 日付の弁明書（3）（2020 文土道第 1105 号）、令和 3 年 1 月 21 日付の弁明書（2020 文土道第 1690 号）、令和 3 年 11 月 15 日付の弁明書（2021 文土管第 1491 号）、令和 3 年 11 月 26 日付の弁明書（2021 文土道第 1550 号）などによると、文京区では、いつからどのような経緯で誰の指示・命令（あるいは手続き的根拠）に基づき設置しているのか皆目不明ながら、「区画線の設置により、前述の車道幅員を確保できない狭い道路においては、道路管理者の行う交通安全対策として、車両と歩行者の通行位置の目安として、車両と歩行者の通行位置の目安として必要に応じて白線を設置している」と区民に対し主張し続けています。</p> <p>しかし、第 11 次文京区交通安全計画（令和 3 年度～7 年度）素案を読んでも、どこにもこの「白線」については記載されておらず、その点から言えば、上記の「区画線の設置により、前述の車道幅員を確保できない狭い道路においては、道路管理者の行う交通安全対策として、車両と歩行者の通行位置の目安として、車両と歩行者の通行位置の目安として必要に応じて白線を設置している」という主張は、その場しのぎの虚偽弁明であると思えません。</p> <p>逆に土木部道路課及び管理課における上記主張が区民を欺き、情報公開請求の趣旨と目的を根底から壊すその場しのぎの悪質な虚偽弁明でないなら、第 11 次文京区交通安全計画（令和 3 年度～7 年度）素案においても明記（あるいは言及）すべきであり、そうしていただきたいですし、本当に「区画線の設</p> | <p>区道における白線の設置は基本的に完了しており、今後新たに設置する予定もないため計画に記載はしておりません。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>置により、前述の車道幅員を確保できない狭い道路においては、道路管理者の行う交通安全対策として、車両と歩行者の通行位置の目安として、車両と歩行者の通行位置の目安として必要に応じて白線を設置している」ということが事実であるにもかかわらず、第11次文京区交通安全計画（令和3年度～7年度）素案明記（あるいは言及）できない何らかの理由があるのなら、それについては注記等でもいいので触れるべきであり、第11次文京区交通安全計画（令和3年度～7年度）に盛り込み、丁寧かつ詳細に記載していただきたい。</p> | |
|--|--|